

交通ルールを守り事故を防ごう



チャイルドシートは成長に適した物を

春の全国交通安全運動

四月六日 から十五日 まで、春の全国交通安全運動が実施されます。新入生が通学を始め、交通事故の危険にさらされる時期。皆さんも、交通ルールを守り、交通事故に遭わないよう、また起こさないように気を付けましょう。

「思いやる 心と心の 安全ぐんま」をスローガンに、四月六日 から十五日 まで春の全国交通安全運動が実施されます。交通ルールと、正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止に努めましょう。

□子どもと高齢者の交通事故防止

新入学（園）児童・生徒が通

園や通学を始め、交通事故の危険にさらされる時期。子どもたちを交通事故から守るため、交通ルールをきちんと教えるとともに、通学路の安全確保を図りましょう。

また、子どもや高齢者は、飛び出しなどの予測できない行動を取ることがあります。運転者は、いつでも危険を回避できるように、慎重な運転に心掛けましょう。

□自転車等の安全利用の促進

自転車事故の原因は、一時停止によるものが大半です。交差点などでの一時停止や安全確認を徹底し、安全運転に努めましょう。

□シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

助手席だけでなく、後部座席の同乗者にもシートベルトの着用を。また、子どもの発育に応じたチャイルドシートを正しく使いましょう。

○問い合わせは交通政策課 890-6263へ。

交通災害共済の会員を募集 地域みんなで助け合いを

わずかな会費で、交通事故に遭ったとき見舞金が支払われる交通災害共済の本年度会員を募集します。現在加入している人の共済期間は四月三十日で満了。五月一日以降については、あらためて加入手続きが必要です。各自自治会にご協力をいただき、申込書を配っています。申込書が届かない場合には交通政策課へご連絡ください。

共済期間「5月1日～来々年4月30日」 会費「一般 五百円 中学生以下 四百円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている人 三百三十円 生活扶助世帯 希望者一人と三歳以下中学生は無料 対象となる事故」日本国内の道路上で自動車・バイク・自転車・車いすに乗り運行中に発生した交通事故または前記の車両や電車などにはなられたひかれたりした事故 見舞

金「右表のとおり」

□交通災害共済の事業が廃止

今回の会員募集で交通災害共済の事業が廃止になります。会員は共済期間中に発生した交通事故の見舞金を請求できます。請求期間は事故発生日から一年間。忘れずに、市役所交通政策課で手続きをしてください。

○問い合わせは同課 890-6263へ。

休館日減らし一層便利に 荻窪町の「あいのやまの湯」

温水利用健康づくり施設「あいのやまの湯」の休館日が、四月から変更。毎週火曜日の休館日から第一・第三火曜の月一回休館となり、より利用しやすくなりました。なお、5月4日は

湯 264-3030へ。○問い合わせはあいのやまの湯 264-3030へ。

交通災害共済見舞金		
等級	災害の程度	見舞金
1	死亡	80万円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表1級から5級までの障害	50万円
3	治療実日数180日以上	15万円
4	治療実日数90日以上180日未満	7万円
5	治療実日数60日以上90日未満	5万円
6	治療実日数30日以上60日未満	3万円
7	治療実日数3日以上30日未満	2万円

目撃者証明の請求の場合は、災害の程度が7級を超えるものでも7級の額となります。